

# 三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

(中間案)

令和元年 1 2 月

# 三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の重点課題と特徴	
(1) 計画の重点課題	2
(2) 計画の特徴	3
5 計画の期間	3
6 推進体制	4
●刑事司法手続の流れ	5
●更生保護関係団体・ボランティア	6

### 第2章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	9
① 就職に向けた相談・支援等の充実	11
② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	11
③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用	12
④ 関係機関・団体との連携強化	12
(2) 住居の確保等	13
① 公営住宅への優先入居による支援	15
② 住宅セーフティネット制度の活用促進	15
③ 更生保護施設に対する援助・協力	15
④ その他の取組	15

2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	16
(1)	高齢者又は障がい者等への支援等	18
①	保健医療・福祉サービスの提供	18
②	関係機関・団体との連携の強化	18
③	地域福祉支援計画等の策定への対応	18
(2)	薬物依存を有する者への支援等	19
①	薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	21
②	関係機関との連携	21
③	薬物事犯者の家族に対する支援	21
④	民間団体への支援	21
⑤	薬物依存に関する適切な広報・啓発	21
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	23
①	児童生徒の非行の未然防止等	24
②	学校等と連携した立ち直り支援	25
③	学校や地域社会において再び学ぶための支援	25
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情を理解するための取組	26
①	少年・若年者に対する支援等	28
②	女性の抱える問題に応じた支援等	28
③	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	28
④	性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等	28
⑤	暴力団関係者等に対する指導等	29
⑥	外国人に対する支援等	29
⑦	犯罪をした者等の家族等に対する支援等	30
⑧	犯罪被害者等の心情を理解するための取組	32
5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	
(1)	民間協力者の活動の促進等	33
①	民間ボランティアの確保	35
②	民間ボランティアの活動に対する支援の充実	35
③	更生保護施設等による再犯防止活動の促進等	35
(2)	広報・啓発活動の推進等	36
①	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	37
②	民間協力者に対する表彰	37

## 〔資料〕

●用語集		38
●再犯防止推進法	概要	39
●再犯防止推進計画	概要	41

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成28年には、約半数の48.7%を占めるに至る中、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が、平成28年12月に施行されました。

また、再犯防止推進法では、政府に対して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「国の再犯防止推進計画」という。）を定める義務が課せられており、法施行から1年後の平成29年12月には、国の再犯防止計画が策定されました。

本県においても、全国と同様に、刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率は上昇傾向にあり、平成28年が49.2%、平成29年が48.4%と、約半数を占めるに至っています。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課せられており、本県の地方再犯防止推進計画として、本計画を策定し、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるものとします。

〔表1〕平成25年～29年の三重県と全国における検挙人数・再犯者数・再犯率

単位：人、%

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人数	三重県	2,448	2,447	2,278	2,159	2,193
	全国	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003
再犯者数	三重県	1,122	1,121	1,049	1,063	1,061
	全国	122,638	118,381	114,944	110,306	104,844
検挙人数に対する再犯率	三重県	45.8%	45.8%	46.0%	49.2%	48.4%
	全国	46.7%	47.1%	48.0%	48.7%	48.8%

平成30年版犯罪白書及び三重県警察本部「犯罪統計書(平成29年)」

## 2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していきます。

〔参考指標〕	平成29年の県内における検挙者中の再犯者数	1,061人 <sup>(※1)</sup>
〔目標値〕	令和6年の県内における検挙者中の再犯者数	
	→ 平成29年比で20%減とする。	

(※1) 平成29年犯罪統計書(三重県警察本部)より

対象とする犯罪は、刑法犯(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他)とし、全体の検挙人員(2,193人(うち少年248人))中、48.4%の1,061人が再犯者です。

### 3 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、執行猶予者、非行少年又は非行少年であった者等を含むものとします。

なお、刑事司法手続の流れについては、p5の図2をご参照ください。

### 4 計画の重点課題と特徴

#### (1) 計画の重点課題

本計画では、国の再犯防止推進計画を勘案し、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び  
犯罪被害者等の心情を理解するための取組
- ⑤ 協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

「第2章 今後取り組んでいく施策」では、各々の重点課題について、現状や県内の関係機関等で既に行われている取組と考えられる課題を整理のうえで、県としての具体的な施策と取組を示していきます。

また、県内の国の関係機関をはじめとする各機関や団体において、再犯の防止等の観点で従来から行われている特徴的な取組等については、第2章で「トピックス」として取りあげ、具体的な成果と課題を整理していきます。

一方、犯罪や非行をした者が、再び罪を犯す背景には、様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、再犯者が出所後に「仕事」や「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりすることから、再び及んでしまうという悪循環に陥っていることが考えられます。

本計画では、すべての施策や取組を「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念から捉えていくものとします。

## (2) 計画の特徴

### ① 犯罪被害者等の心情を理解するための取組

本計画の重点課題においては、県独自に「犯罪被害者等の心情を理解するための取組」を加えています。

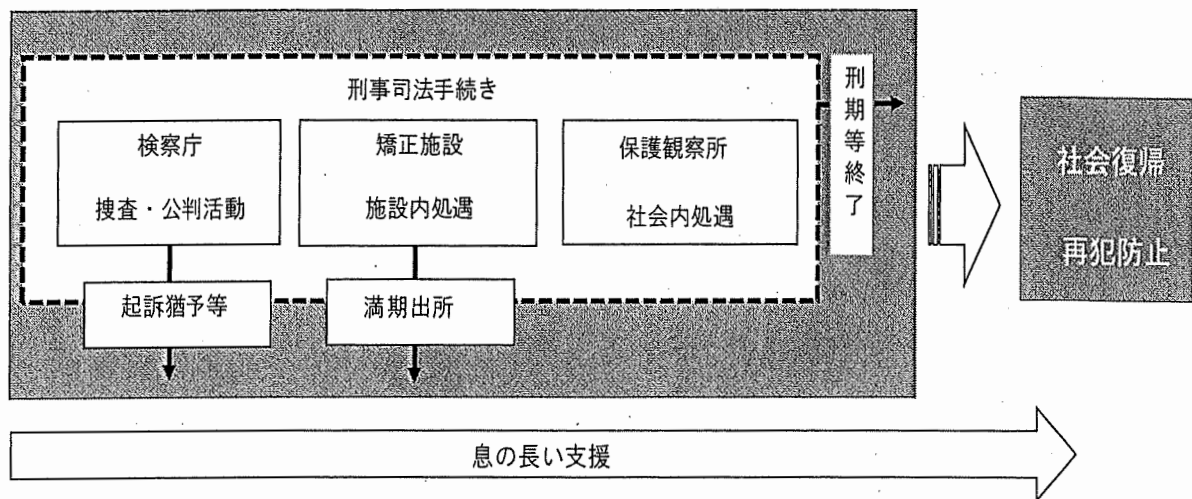
犯罪や非行をした者が、被害者等の心情を理解し、その責任等を自覚することが、再び罪を犯さないために重要であることは当然であり、このことは、再犯防止推進法の基本理念及び国の再犯防止推進計画の基本方針にも明記されています。

国の関係機関や三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年4月施行）及び三重県犯罪被害者等支援推進計画（令和元年12月策定）による取組等と連携し、犯罪や非行をした者が、被害者等の心情を理解するための効果的な取組等を検討していきます。

### ② 刑事司法手続を終了した者に対する支援

これまでの再犯防止対策の取組では行き届いていない「満期出所者」「起訴猶予者（犯罪事実を行ったが、公訴を提起しない処分となった者）」「刑の執行猶予者（刑の執行猶予の言い渡しを受け、保護観察に付されなかった者）」等の刑事司法手続を終了した者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行っていくことにより、再犯の防止につなげていきます。

〔図1〕“刑事司法手続終了後の社会復帰・再犯防止と「息の長い支援」”のイメージ図



## 5 計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間とします。

ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の改定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとします。

## 6 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町や市町社会福祉協議会等との連携を図るとともに、県の関係部局間の連携体制を整えていきます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

### 〔国の関係機関〕

- ・ 津地方検察庁
- ・ 三重刑務所
- ・ 宮川医療少年院
- ・ 津少年鑑別所
- ・ 津保護観察所

### 〔関係団体等〕

- ・ 更生保護法人三重県更生保護事業協会
- ・ 更生保護法人三重県保護会
- ・ 三重県保護司会連合会（及び16保護司会）
- ・ 三重県更生保護女性連盟（及び14地区会）
- ・ 三重県BBS連盟（及び6地区会）
- ・ NPO法人三重県就労支援事業者機構（及び16協力雇用主会）
- ・ NPO法人三重ダルク
- ・ 一般社団法人三重県社会福祉士会（三重県地域生活定着支援センター）
- ・ 三重弁護士会

一方、三重県地域福祉支援計画においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者として、犯罪をした者等に対する再犯防止の取組の推進について取りあげ、一人では解決できない課題について、地域で支え合い、支援することの重要性を明記しており、両計画を連動した推進体制の充実を図っていきます。





### ●保護司／保護司組織（保護司会・保護司会連合会）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

全国組織としては、全国保護司連盟があり、各地方更生保護委員会及び保護観察所単位で、地方保護司連盟及び保護司会連合会があります。

（法務省ホームページより）

- ・地方更生保護委員会について、三重県は中部地方更生保護委員会の所管となります。

（所管地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）

- ・県内には、三重県保護司会連合会のほか、次の16保護区（県内全保護区）に保護司会があります。

（桑名、員弁、四日市、三重、鈴鹿、亀山、津、松阪、多気、伊勢、度会、伊賀、名張、鳥羽志摩、尾鷲、熊野）

### ●更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織と概ね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会及び都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

（法務省／更生保護ネットワークホームページより）

- ・県内には、三重県更生保護女性連盟のほか、次の14地区会があります。

（員弁地区、四日市、三重郡、鈴鹿市、亀山、津市、松阪、多気町、明和町、伊勢市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲紀北）

## ●BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会と概ね同様に、全国組織としては、日本BBS連盟があり、各地方更生保護委員会及び各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

(法務省/更生保護ネットワークホームページより)

- ・ 県内には、三重県BBS連盟のほか、次の6地区会があります。  
(四日市、鈴鹿市、津、松阪市、伊賀市、名張市)

## ●更生保護施設等 (更生保護施設/自立準備ホーム)

更生保護施設や自立準備ホームは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、その再犯、再非行の防止に貢献しています。

更生保護施設は、全て民間の非営利団体(大多数が法務大臣の認可を受けた更生保護法人)によって運営されています。施設では、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでおり、また地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

自立準備ホームでは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が、それぞれの特長を生かして自立を促していきます。施設の形態は様々で、集団生活をすることもあれば、一般のアパートを利用する場合がありますが、いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日生活指導等を行っています。

(法務省ホームページより)

- ・ 県内には、更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設が1施設あり、他に自立準備ホームが3事業所あります。

## ●協力雇用主／就労支援事業者機構

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

(法務省ホームページより)

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成及び顕彰、犯罪者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪者等の雇用における円滑な受入れ・定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るための啓発・広報等が行われています。

(法務省／三重県更生保護事業協会ホームページより)

- ・ 県内には、NPO法人三重県就労支援事業者機構のほか、全16保護区及び更生保護法人三重県保護会に、協力雇用主会が設置されています。

## ●更生保護事業協会

更生保護事業協会は更生保護法人として、保護司や更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主が行う更生保護活動に対して、物心両面にわたる協力・助成を行っており、保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行の予防のための啓発活動に対する助成も行っています。

また、更生保護施設で更生緊急保護等を受けている方に対する食事や医療費等の援助も行っています。

(三重県更生保護事業協会ホームページ「三重の更生保護」より)

- ・ 県内には、更生保護法人三重県更生保護事業協会があります。

## ●更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

(法務省ホームページより)

- ・ 県内では、全16保護区に更生保護サポートセンターが設置されています。

## 第2章 今後取り組んでいく施策

本章では、県の関係部局が平素から行っている事業等において、本計画の重点課題に資すると考えられる取組を記載しています。

なお、計画の推進体制において、必要に応じた取組内容の見直し等を行っていくものとします。

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### (1) 就労の確保等

全国状況として、平成29年において、刑務所に再び入所した者のうち72.4%が、再犯時に無職であり<sup>(※1)</sup>、また、平成24～28年の保護観察対象者の累計において、無職者の再犯率は25.9%と、有職者の7.9%に比べて約3倍にのぼっています。<sup>(※2)</sup>

また、平成29年に津保護観察所で保護観察を終了した者（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）のうち31.7%は、終了時に無職となっているのが現状です。<sup>(※3)</sup>

三重刑務所では、法務省が全国に2か所（東京矯正管区（さいたま市）と大阪矯正管区（大阪市））に設置する矯正就労支援情報センター室（コレワーク）も活用し、保護観察所やハローワークと連携して求人・求職のマッチングを図るとともに、ハローワーク職員とキャリアカウンセラーが駐在し、就労の支援を行っています。特にハローワーク職員の駐在は、三重刑務所の特徴でもあります。

宮川医療少年院においても、保護観察所やハローワークと連携して、知的障害や発達障害のある少年という特性に配慮しながら、求人・求職のマッチングを図っています。

また、津保護観察所に登録されている協力雇用主は、令和元年10月1日時点で372事業所があります。<sup>(※4)</sup> NPO法人三重県就労支援事業者機構からの働きかけもあり、県内全ての16保護区（保護司会）に協力雇用主会が設置され、刑務所出所者等の雇用に取り組んでいます。

しかしながら、刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないなどにより、求職活動が円滑に進まない、社会人として必要な対人関係の形成や維持に必要な能力を身につけていない、職場での人間関係を十分に構築できない等により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

なお、県内の協力雇用主においても、上述の372事業所中、現在（令和元年10月1日時点）雇用しているのは20事業所（被雇用者は29人）に止まり、過去に雇用の実績がある事業所を加えても29事業所と<sup>(※4)</sup>、実際の雇用に結び付いていない現状があります。

また、犯罪をした障がい者の就労においては、障がいの程度が比較的 low、福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しいという者が、少なからず存在するなどの課題もあります。

【出典】 (※1) 平成30年版犯罪白書 (※2) 平成24～28年保護統計年報累計

(※3) 法務省より (※4) 津保護観察所より

トピックス①：三重刑務所における就労支援への取組

トピックス②：NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組

トピックス③：保護観察対象者の市町臨時職員としての雇用への取組

## ① 就職に向けた相談・支援等の充実

○自立相談支援機関において、生活に困窮された方について、自立相談支援を行っていきます。

個々の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行い、早期に就労が見込める方については、ハローワーク等と連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、チームにより就労支援に取り組んでいきます。

また、直ちに就労することが困難な方に対しては、就労準備支援事業により、就労に向けた生活習慣の形成や就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援していきます。

なお、被保護者の場合は、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員が同様の支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内8か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○「農福連携」への取組において、障がい者の農業就労を促進するため、県障がい者就農促進協議会等の関係機関と連携し、福祉事業所が施設外就労として、農業経営体から農作業を請負うことによる就労の機会の拡大に取り組んでいきます。

【農林水産部】

○地域若者サポートステーション等と連携しながら、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、農業にかかる勉強会や現地見学、農業経営体での就農体験や試行的雇用等を進めることにより、農福連携における「福」の促進に取り組んでいきます。

【農林水産部】

○少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組んでいきます。

【教育委員会】

○少年サポートセンターを中心に、非行少年を生まない社会づくりの一環として、就職・就労を希望する非行少年等の支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

○若者世代を対象に、相談から就職までの一貫した支援を行う「おしごと広場みえ」や、多様な職業訓練を行う県立津高等技術学校においても、要支援者の就職に向けた支援に取り組んでいきます。

【雇用経済部】

## ② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

○生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく就労支援において、支援対象者の

希望や特性に合った、個別の求人開拓に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○協力雇用主に登録された事業者のうち、実際に犯罪をした者等を雇用する事業者が少ないことについて、津保護観察所等とも連携し、協力雇用主の意識の醸成を図っていきます。

【子ども・福祉部】

○企業等に対して、犯罪をした者等の雇用についての意識を醸成するため、研修会等で働き掛けを行い、津保護観察所等とも連携し、協力雇用主への登録を促していきます。

【子ども・福祉部】

○暴力団対策法に基づき、警察元職員を社会復帰アドバイザーとして配置し、暴力団離脱者の受入賛同企業の募集と就労支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

### ③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用

○保護観察対象者等の就労支援のため、県の会計年度任用職員等としての雇用への取組について、津保護観察所等とも連携しながら、効果的な方策を検討していきます。

【子ども・福祉部】

### ④ 関係機関・団体との連携強化

○津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」及び「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】【雇用経済部】

## (2) 住居の確保等

全国状況として、平成29年の刑務所出所者全体のうち17.7%が、出所時に帰住先がない者<sup>(注1)</sup>であり<sup>(※5)</sup>、また満期出所者のうち約4割が、適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。<sup>(※6)</sup>

出所後に、地域社会で安定した生活を送るため、適当な住居を確保することは、就労と並んで最も重要なところであり、適当な住居が確保されないまま出所した者が再犯に至るまでの期間は、確保されている者に比べて短いことも明らかになっています。<sup>(※6)</sup>

(注1) 出所時に帰住先がない者とは、健全な社会生活を営むうえで、適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含みます。

ただし、更生保護施設又は自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者は含みません。

三重刑務所においても、平成29年の出所者全体(280人)のうち10%の28人が、出所時に帰住先がない者であり<sup>(※5)</sup>、また満期出所者のうち約4割が、適当な住居が確保されないままの出所となっています。<sup>(※7)</sup>

また、津保護観察所において、平成29年に新規受理した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者552人のうち、更生保護施設又は自立準備ホーム(以下「更生保護施設等」という。)で一時的に居場所を確保した者が153人(更生保護施設：1施設104人／自立準備ホーム：3事業所49人)にのぼっています。<sup>(※8)</sup>

刑務所等の出所後に、親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

また、犯罪をした者等の中には、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

高齢や障がいのある者のうち、刑務所や少年院への入所・入院中に特別調整の対象となった者については、地域生活定着支援センターが関わり、受入先となる福祉施設等の調整も行われますが、起訴猶予者等で特別調整の対象とならない者や保護観察の対象にならない者のうち、福祉サービス等につながらない者に対する支援は、とりわけ課題となっています。

---

【出典】 (※5) 法務省より (※6) 地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和元年8月 法務省)

(※7) 三重刑務所より (※8) 津保護観察所より



トピックス④：更生保護法人三重県保護会の取組

トピックス⑤：津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組

### ① 公営住宅への優先入居による支援

○保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居により支援していきます。

【県土整備部】

### ② 住宅セーフティネット制度の活用促進

○県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。

【県土整備部】

○住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた様々な要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組んでいきます。

【県土整備部】

### ③ 更生保護施設に対する援助・協力

○更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設（上弁財荘（津市））について、平成24年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いました。今後も状況に応じた援助・協力を検討していきます。

【子ども・福祉部】

### ④ その他の取組

○自立相談支援機関において、生活に困窮された方について、自立相談支援を行っていきます。

離職等により住居を失った方、またはそのおそれが高い生活に困窮された方については、審査のうえ、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を有期で支給していきます。

また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等は、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所し、適切な住居の確保について支援していきます。

【子ども・福祉部】

○協力雇用主の中で、住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所等と連携して検討していきます。

【子ども・福祉部】

○津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障がい者等への支援等

全国の状況として、刑務所を出所後2年以内に再び入所した者の割合は、高齢者（65歳以上の者）が、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。<sup>(※9)</sup>

また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。<sup>(※9)</sup>

刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等が、出所後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来から刑務所等や保護観察所による調整に加えて、厚生労働省で平成21年度から、地域生活定着支援事業による特別調整の制度が設けられています。

地域生活定着支援事業では、各都道府県が地域生活定着支援センターを設置することとされ、県では、三重県地域生活定着支援センターが、津保護観察所や三重刑務所等と連携して、刑務所出所者等の福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受入先施設の斡旋等を行うコーディネート業務、受入先施設等に対して必要な助言を行うフォローアップ業務及び出所者やその関係者からの相談に応じて助言等を行う相談支援業務を行っています。

また、高齢や障がいのある者等の再犯防止のためには、刑務所等からの出所後の、いわゆる出口支援だけでなく、刑務所等に入所することのない者（起訴猶予者等）に対する、いわゆる入口支援として、必要な福祉的支援に結び付けることが適当な者に対する支援も重要であります。

津地方検察庁においては、起訴猶予者、刑の執行猶予者等に対し、諸般の事情を考慮して、再犯防止措置を講じる必要があると認めた場合、更生保護法に基づく更生緊急保護など関係法律上の措置を積極的に活用するのみならず、三重県障害者相談支援センター、三重県地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、三重弁護士会等の関係組織・関係団体と連携体制を構築しながら支援に取り組んでいます。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくなく、また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

---

【出典】 (※9) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省）

トピックス⑥：三重県地域生活定着支援センターの取組

トピックス⑦：津地方検察庁における起訴猶予者等に対する入口支援への取組

## ① 保健医療・福祉サービスの提供

○県地域生活定着支援センターでは、引き続き地域生活定着支援事業に取り組み、コーディネート業務等により、高齢や障がいのある刑務所出所者等の福祉サービス等の利用に係る支援を行っていきます。

また、地域生活定着支援事業の実施体制を充実しながら、津地方検察庁が取り組む入口支援とも連携し、高齢や障がいのある起訴猶予者等に対する支援についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

○地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

【医療保健部】

## ② 関係機関・団体との連携の強化

○津保護観察所及び県地域生活定着支援センターが中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢や障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、更なる連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

○県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、県社会福祉協議会に補助を行い、その取組を支援していきます。

【子ども・福祉部】

○社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 地域福祉支援計画等の策定への対応

○「三重県地域福祉支援計画」においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者の一人として、犯罪をした者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間団体と連携して取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

全国状況として、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超えるとともに、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が、覚せい剤取締法違反となっています。<sup>(※10)</sup>

また、平成28年に刑務所を出所した者全体の2年以内の再入率は、全国で17.3%となっていますが、覚せい剤取締法違反による受刑者の2年以内の再入率は、全国で18.7%と高くなっており<sup>(※10)</sup>、再犯の可能性が高い犯罪といえます。

三重刑務所の入所者における犯罪種別別の人数では、平成30年12月31日現在、薬物犯は、財産犯、性犯に次ぐ人数で、約17%を占めているとともに<sup>(※11)</sup>、津保護観察所における保護観察対象者322人(令和元年10月1日現在)のうち、薬物事犯者は40人で、約12%を占めています。<sup>(※12)</sup>

特に最近では、若年層に大麻が拡大しており、これが入口になって覚せい剤へつながっていくことも多く、警察本部においても積極的な検挙、報道発表を行っているとともに、薬物には暴力団が関わる事案も多く、暴力団対策と連携した取組も重要となります。

一方、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症という病気であるという視点も重要であり、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行うことにより回復することができる病気であるという認識を持ち、地域における息の長い支援を継続的に行っていくことも必要です。

法務省と厚生労働省は、平成27年に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、保護観察所と地域の保健医療・福祉機関及び民間支援団体(更生保護施設やダルク、薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等)が、相互に有効かつ緊密に連携し、効果的な支援が行えるよう、関係者が共有すべき基本的な事項が定められるとともに、薬物依存者(刑事施設入所中・保護観察中・保護観察終了後)とその家族に対する支援について整理されています。

保護観察所においては、認知行動療法を基盤とした薬物再乱用防止プログラムの対象となる保護観察対象者に、尿検査等薬物検出検査を併用して実施しているところであり、プログラムの実施期間中に、地域の支援機関や医療機関と連携し、対象となる者の保護観察終了後を見据えて、息の長い支援を行えるよう支援しているところです。

しかしながら、刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等における支援の体制が不十分であったり、専門医療機関や自助グループ等のない地域があったりすることなどが課題となっています。

---

【出典】 (※10) 地方再犯防止推進計画策定の手引き(令和元年8月 法務省)

(※11) 三重刑務所より (※12) 津保護観察所より

トピックス⑧：津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組

トピックス⑨：県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組

## ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

○県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。

【医療保健部】

○薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための研修会や依存症問題家族教室、地域でのネットワークづくりにおいて、薬物事犯者についても取りあげ、意識の醸成を図っていきます。

【医療保健部】

○「三重県医療計画」の見直しに際しては、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等を踏まえ、薬物事犯者への支援について盛り込んでいきます。

【医療保健部】

## ② 関係機関との連携

○関係機関（相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町及び保健所等）で精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修において、薬物事犯者についても取りあげ、意識の醸成を図っていきます。

【医療保健部】

○矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組んでいきます。

【警察本部】

## ③ 薬物事犯者の家族に対する支援

○精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談支援において、薬物事犯者及びその家族に対し、その独自の視点から支援に取り組んでいきます。

【医療保健部】

## ④ 民間団体への支援

○NPO法人三重ダルクと連携して行う、研修会や講演会において、薬物事犯者について、その独自の視点から取りあげるとともに、他の自助グループとの連携も図っていきます。

【医療保健部】

## ⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

○各地域に薬物乱用とその防止を推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物



乱用防止指導員及び薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、地域に根ざした啓発活動を行っています。

【医療保健部】

○各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会と連携し、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、不正大麻・けし撲滅運動、中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止ポスター募集などの啓発活動を行っています。

また、違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関や団体に配布するほか、学校や教育委員会と連携し、学校薬剤師及びライオンズクラブ国際協会 334-B 地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小中学生・高校生・大学生等を対象とした薬物乱用防止教室を開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めています。

【医療保健部】

○国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組んでいます。

【医療保健部】【警察本部】

○薬務感染症対策課と連携して、小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の推進に努め、すべての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するよう、引き続き働きかけていきます。

【教育委員会】

○教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めています。

【教育委員会】

○違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関や団体に配布するほか、学校や教育委員会と連携し、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室を開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めています。

【警察本部】

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

現在では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にある中、全国の状況として、平成28年度の少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。<sup>(※13)</sup>

また、非行等に至る過程や非行等を原因に、高等学校を中退する者も多く、平成28年度の少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が、高等学校を中退している状況にあります。<sup>(※13)</sup>

三重刑務所の平成30年12月31日現在の入所者においては、中学校卒業後に高等学校に進学していない者が26%、高等学校を中退した者が18.7%にのぼっています。<sup>(※14)</sup>

この状況を改善するためには、児童生徒の非行の未然防止に取り組むとともに、非行や犯罪をしてしまった場合、高等学校等在学中であれば、中退の防止のための支援が、はからずも中退する者や、中学校卒業後に高等学校等へ進学していない者に対しては、再び学ぶための支援が必要となります。

津少年鑑別所内に設置された三重法務少年支援センター（あいつ青少年相談室）は、青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関であり、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行っています。

宮川医療少年院では、入院者個々の状況や希望に応じて、学校等と協議・調整しながら、進学・復学を見据えた支援を行うとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた学習指導等も行っています。

また、非行少年の立ち直りの支援や非行防止活動を行うBBS会において、例えば、津地区BBS会では、三重大学の学生を中心に、非行少年の兄や姉のような存在として「ともだち活動」を行い、保護観察中の少年に対して学習支援などの取組を行っています。

しかしながら、非行や犯罪の未然防止と進学・復学により継続して学ぶための支援等について、より充実していく必要があります。

---

【出典】 (※13) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省） (※14) 三重刑務所より

## ① 児童生徒の非行の未然防止等

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「青少年非行防止活動強化期間」(7～8月)、「子供・若者育成支援強調月間」(11月)には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。

【教育委員会】

○学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。

【教育委員会】

○不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター(適応指導教室)やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。

【教育委員会】

○高等学校の中退を防止するため、生徒が学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、ガイダンスやオリエンテーション、個別面談等で、スクールカウンセラーも活用した教育相談体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

○多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。

【教育委員会】

○特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

○少年サポートセンターを中心とした街頭補導活動により、非行が発生しやすい繁華街や公園等で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年及び保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。

また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する相談員が、電話や面接により、適切な指導・助言を行っていきます。

これらとあわせて、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等

と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行っています。

【警察本部】

## ② 学校等と連携した立ち直り支援

○学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援していきます。

【教育委員会】

○学校と少年鑑別所（法務少年支援センター）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組んでいきます。

【教育委員会】

○非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援を始めとした支援を行っています。

【警察本部】

## ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

○高等学校等を中退した者が再入学する場合、就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」により、復学を支援していきます。

【環境生活部】【教育委員会】

○少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校中退に至った者に対しては、入学や、転入学・編入学制度についての情報提供を行っています。

【教育委員会】

○高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由で、高等学校等を卒業できなかった方のために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験であり、年に2回受験することができますが、そのうち1回は国から委託を受けて県が実施しています。

【教育委員会】

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情を理解するための取組

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪をした者等が各々有する様々な特性を十分に把握したうえで、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する者に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。

三重刑務所は、性犯罪者の指導における重点施設に指定されており、全国から性犯罪者が入所し、特別改善指導のほか、大学教授等も参加したグループワーク等が行われています。

また、宮川医療少年院では、在院者の大半に知的障害や発達障害があり、在院中における障害者手帳の取得や、福祉サービスにつなげる取組を行っています。

津少年鑑別所の三重法務少年支援センターでは、刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行っています。

保護観察所では、保護観察対象者に応じた個別処遇を実施しているところであり、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところですが、これに加えて、性犯罪者処遇プログラム、前述の薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラム及び暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

また、犯罪をした者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪をした者等有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人にとって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

実際のところ、犯罪がきっかけで、加害者の家族が失職して生活困窮に陥ったり、精神的苦痛を強いられたりすることも少なくなく、家族等への支援は、犯罪をした者等への支援と一体のものといえます。

保護観察所においては、刑務所等に入所している者の帰住先の環境を調査・調整する生活環境の調整を行っており、その過程で家族等への支援を必要に応じて行っているところです。

一方、犯罪をした者等が、再び罪を犯さないためには、犯罪被害者等の心情を理解することも必要です。犯罪被害者等の心情を理解することで、初めて自らの責任を自覚できるものであり、その責任等を自覚したうえで、社会復帰のために努力することが求められます。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われ、あるいは家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるという直接的な被害を受けるだけでなく、事件により大きな精神的ショックを受け、心身に不調をきたし、生活が一変します。

県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に三重県犯罪被害者等支援条例を制定（平成31年4月施行）しました。また、同条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的計画的に推進するため、三重県犯罪被害者等支援推進計画を令和元年12月に策定し、支援施策を進めることとしています。

多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいます。

犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情を理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。

トピックス⑩：三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組

トピックス⑪：宮川医療少年院の取組

トピックス⑫：津少年鑑別所における法務少年支援センターの取組

トピックス⑬：津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促すための取組

トピックス⑭：県の犯罪被害者等支援のための取組

## ① 少年・若年者に対する支援等

○「三重県子ども・若者支援地域協議会」において、非行をした少年等への支援について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めていきます。

【子ども・福祉部】

○非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導及び学習指導を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることをしないよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行っていきます。

【警察本部】

## ② 女性の抱える問題に応じた支援等

○犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることをしないよう、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

○犯罪や非行をした者が、発達障害等を抱えている場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## ④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

○警察から注意を受けたにもかかわらず、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じていきます。

【警察本部】

○13歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて、当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行っていきます。

【警察本部】

#### ⑤ 暴力団関係者等に対する指導等

○暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行っていきます。

【警察本部】

○「公益財団法人暴力追放三重県民センター」と連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰支援を行っていくとともに、同センターが主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」（事務局は同法人内）及び県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定（同センターが他府県と締結）を活用し、暴力団からの離脱者に対する社会復帰対策を講じていきます。

【警察本部】

#### ⑥ 外国人に対する支援等

○津保護観察所や保護司等と連携のうえ、協力雇用主に対して、犯罪等をした外国人の受け入れを働きかけていきます。

【子ども・福祉部】

○「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。

【環境生活部】

○外国人住民が、安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組んでいきます。

また、保健医療・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供していきます。

【環境生活部】

○外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っていきます。

【環境生活部】



## ⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等

ここでは主に、本章で記載する取組の中から、犯罪をした者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

### ア 「就労の確保」関係

○生活困窮者の相談窓口においては、自立相談支援による就労や住居の確保に係る支援のほか、仕事や生活に困っている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

### イ 「住居の確保」関係

○保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居により支援していきます。《再掲》

【県土整備部】

○県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。《再掲》

【県土整備部】

### ウ 「高齢者又は障がい者等への支援」関係

○県地域生活定着支援センターが行う地域生活定着支援事業では、刑務所出所者等について、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等を出所後直ちに福祉サービス等につなげるための特別調整のほか、相談支援業務として、出所者等本人及びその家族を含む関係者を対象に、福祉サービス等の利用に関する相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。《再掲》

【医療保健部】

### エ 「薬物依存者への支援」関係

○県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。《再掲》

【医療保健部】

○薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための研修会や依存症問題家族教室、地域でのネットワークづくりにおいて、薬物事犯者についても取りあげ、意識の醸成を図っていきます。《再掲》

【医療保健部】

○精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談支援において、薬物事犯者及びその家族に対し、その独自の視点から支援に取り組んでいきます。《再掲》

【医療保健部】

オ 「学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止等」関係

○不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。《再掲》

【教育委員会】

カ 「少年・若年者，発達上の課題を有する者等への支援」関係

○犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることをないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

○犯罪や非行をした者が、発達障害等を抱えている場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な相談支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

○県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。

《再掲》

【子ども・福祉部】

キ 「外国人への支援」関係

○「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。

《再掲》

【環境生活部】

○外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っていきます。《再掲》

【環境生活部】

⑧ 犯罪被害者等の心情を理解するための取組

○犯罪被害者等の心情を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

## 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進等

従来から犯罪をした者等を支援し、その更生や社会復帰を図る事業は、主として更生保護事業として全国的に、法務省（保護観察所）の主導のもとに取り組みられてきましたが、実際には、保護司（及びその団体である保護司会）をはじめ、更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

県内では、更生保護ボランティアとして、令和元年6月30日現在で、計693人の保護司が法務大臣から委嘱されており<sup>(※15)</sup>、県内16の保護司会が、各地域において保護観察対象者等の担当をはじめ、犯罪予防活動等に従事しているほか、更生保護女性会が県内14地区、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会が県内6地区で、それぞれ更生保護や再犯防止に係る活動を行っています。

このほか、県内16地区（保護司会と同じ）に、前歴を承知のうえで刑務所出所者等を雇用する事業主で構成される協力雇用主会があり、NPO法人三重県就労支援事業者機構の支援を受けながら、就労支援を行っています。

また、平成30年度には県内全ての保護司会（16地区）に、更生保護サポートセンターが設置され、保護司が駐在するなどにより、地域における関係機関・団体との連携を深めるなど、更生保護活動の拠点となっています。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会（更生保護施設三重県保護会）の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホーム（3事業所／津保護観察所に登録されたNPO法人等が確保する宿泊場所）があるとともに、薬物依存者の更生に取り組むNPO法人三重ダルク等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア（少年警察協力員、少年指導委員及び少年警察学生ボランティア）が活動しています。

しかしながら、近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もあり、保護司等の新たな担い手の確保やボランティア活動が難しくなりつつあります。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、更なる協力体制を構築していくことも必要です。

---

【出典】 （※15）津保護観察所より

トピックス⑮：三重県における更生保護女性会の取組

トピックス⑯：保護司及び保護司会とその任務 ～犯罪予防活動を中心に～

トピックス⑰：津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組  
～近年の保護司及び保護司活動に関して～

## ① 民間ボランティアの確保

○県のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動について周知し、県民の理解の促進に努めていくとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、津保護観察所等への相談を呼びかけ、人材の確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

○BBS会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年者に人材を求めるものについては、津保護観察所とも連携のうえで、学校等への呼びかけを行い、学生や若年者への意識の醸成に努めていきます。

【子ども・福祉部】【教育委員会】【警察本部】

○退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めていきます。

【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会】

○警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組んでいきます。

【警察本部】

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

○更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行っていきます。

【子ども・福祉部】

○関係団体が行う研修会等において、県有施設の会議室の提供等で協力を行うほか、要請に応じて関係職員の派遣等を行い、支援に併せて県と関係団体等の連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等

○津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

## (2) 広報・啓発活動の推進等

犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、国民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約 70 年前から、“社会を明るくする運動”として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。本県もその趣旨に賛同し、毎年7月の「強調月間」等に際しては、津保護観察所等と連携して啓発活動を行うとともに、市町も各地区保護司会等と連携し、様々な活動を行っているところです。

なお、再犯防止推進法の施行を受け、平成 30 年から毎年7月は「再犯防止啓発月間」ともなっています。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、国民にとって必ずしも身近なものでなく、国民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという現状があります。

今般の国の再犯防止推進法の施行及び再犯防止推進計画の策定、そして県の地方再犯防止推進計画の策定を契機に、幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。

## ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

○津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年7月初頭には、駅頭での広報活動を引き続き行っていきます。

また、毎年7月が「再犯防止啓発月間」になったこともふまえ、「社会を明るくする運動」に併せて、新たな再犯防止の啓発活動についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

○「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題について、学校教育や社会啓発、県職員研修等の機会を取りあげ、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

【子ども・福祉部】【教育委員会】

## ② 民間協力者に対する表彰

○更生保護事業に長年貢献された功労保護司に対して、知事が感謝の意を表するため、毎年11月に、津保護観察所及び関係団体（更生保護ボランティア団体等）が主催する「三重県更生保護事業顕彰式典」又は「三重県更生保護大会」において、引き続き感謝状の贈呈を行っていきます。

【子ども・福祉部】



## 【資料】

## 用語集

(50音順)

- おしごと広場みえ
- 救護施設
- 教育支援センター（適応指導教室）
- 居住支援連絡会
- 子供・若者育成支援強調月間
- 子ども・若者支援地域協議会
- コレワーク（矯正就労支援情報センター）
- 児童自立支援施設
- 自閉症・発達障害支援センター
- 住居確保給付金
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
- 就労準備支援事業
- 障害者就業・生活支援センター
- 少年警察ボランティア
- 少年サポートセンター
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 生活困窮者自立相談支援機関
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
- 青少年の非行・被害防止全国強調月間
- 青少年非行防止活動強化期間
- 地域包括ケアシステム
- 地域若者サポートステーション
- 日常生活自立支援事業
- 認知行動療法
- 農福連携
- フリースクール
- 学び直し支援制度
- みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）
- 三重県医療計画
- 三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会
- 三重県薬物乱用対策推進本部
- 薬物乱用防止教育認定講師
- 薬物乱用防止指導員
- 薬物乱用防止指導啓発団体

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

### 再犯防止推進計画策定の経緯

#### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

#### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

### 7つの重点分野と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



#### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

#### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ